

DID/VC共創コンソーシアム 取組みのご紹介

2025年3月10日

世界が進むチカラになる。



アジェンダ

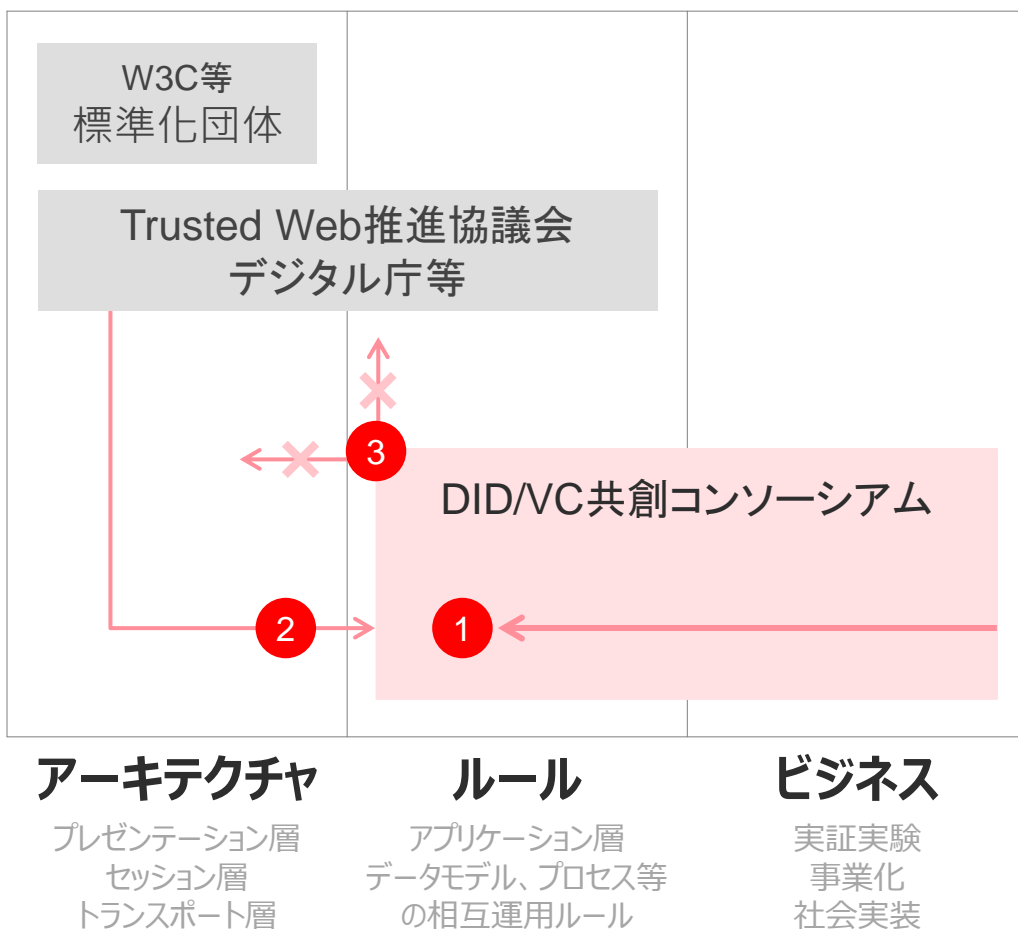
1. DID/VC共創コンソーシアムについて
2. 検討中のユースケースについて
3. 本人確認分科会のご紹介
4. 本人確認分科会のガバナンスの課題

APPENDIX

1. DID/VC共創コンソーシアムについて

1.1 本コンソーシアムの位置づけ

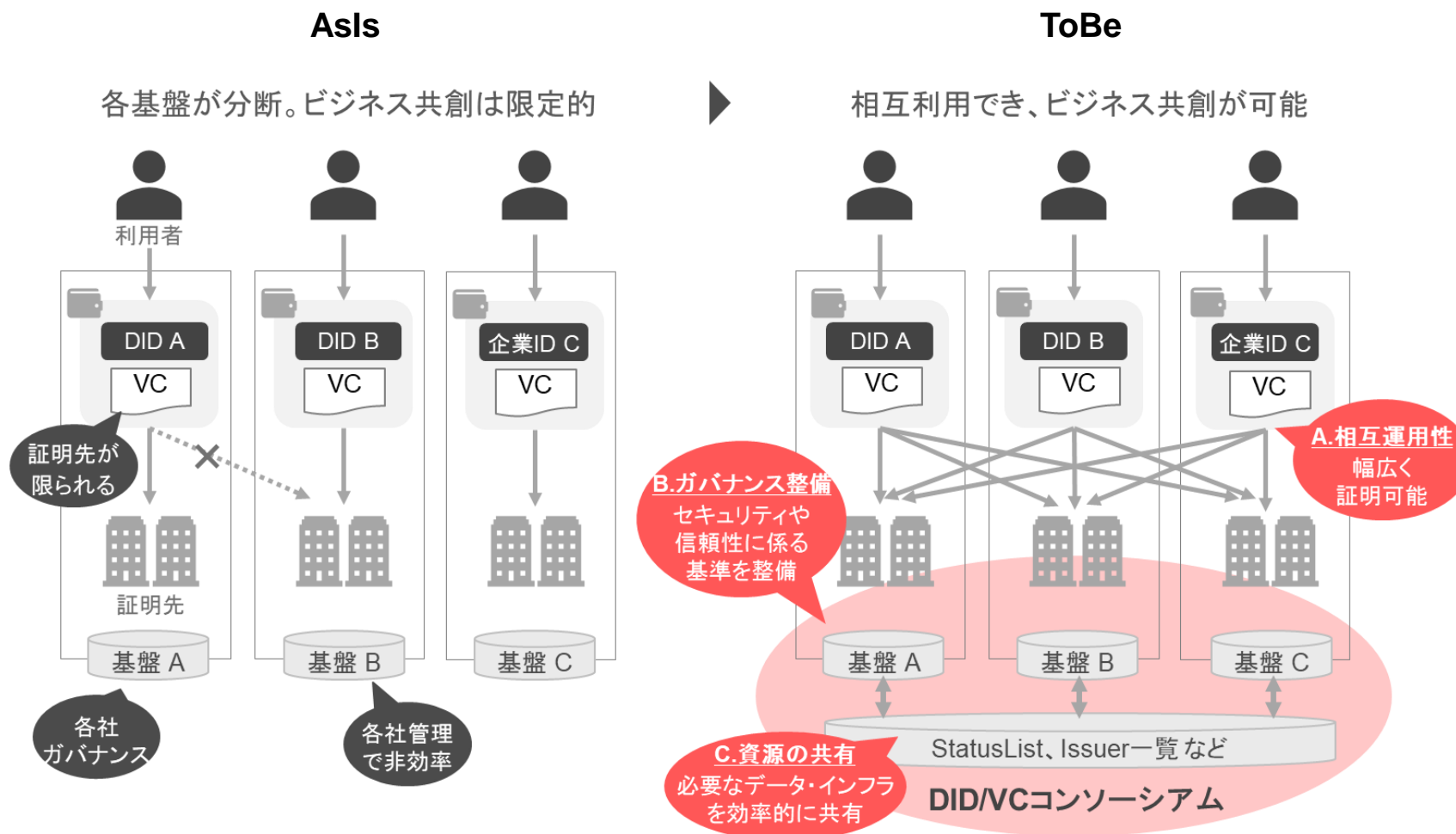
- ✓ 本コンソーシアムは、DID/VCに関するビジネス共創と、そのための相互運用性の実現を目指す



- 1 ユースケースを起点に
ビジネスルールや法規制を検討していく
- 2 主にアーキテクチャ観点などは、他団体の
標準規則を参照すべく、適宜ご相談
- 3 有志の検討会であり、検討したルール等
を外部に適用するものではない
※必要あれば情報共有・連携していく

1.2 コンソーシアムが目指す社会

- ✓ 各社のサービス間相互運用性を実現させ、電子的な身分証明書を幅広く利用できる社会を目指す

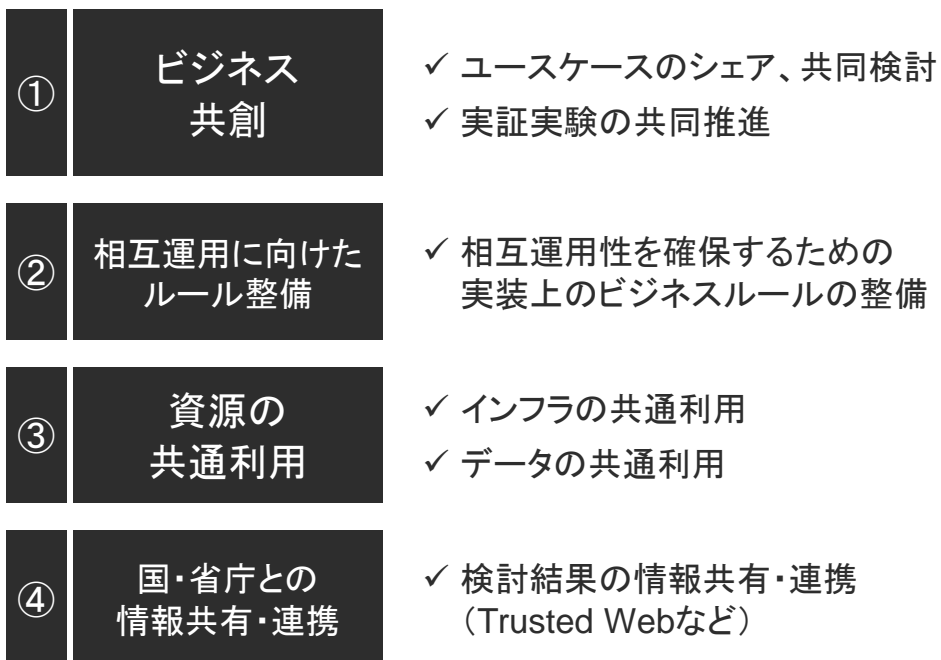


1.3 コンソーシアムの目的、体制

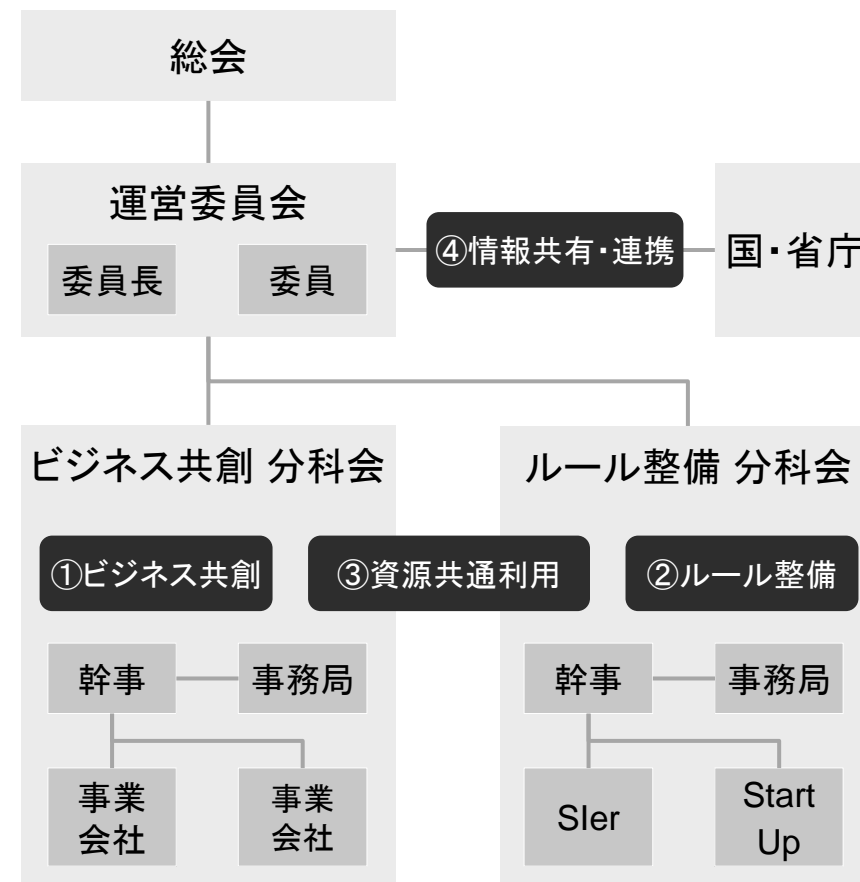
- ✓ ビジネス共創とそのための実装上のルール整備を主な目的とし、それぞれ分科会を構成して検討していく
- ✓ 事業会社同士で業界ルールを検討し、SIerとStartUp企業で技術的相互運用性を議論

コンソーシアムの目的

DID/VCに関するルールを整備し
ビジネスを共創していく



コンソーシアムの体制



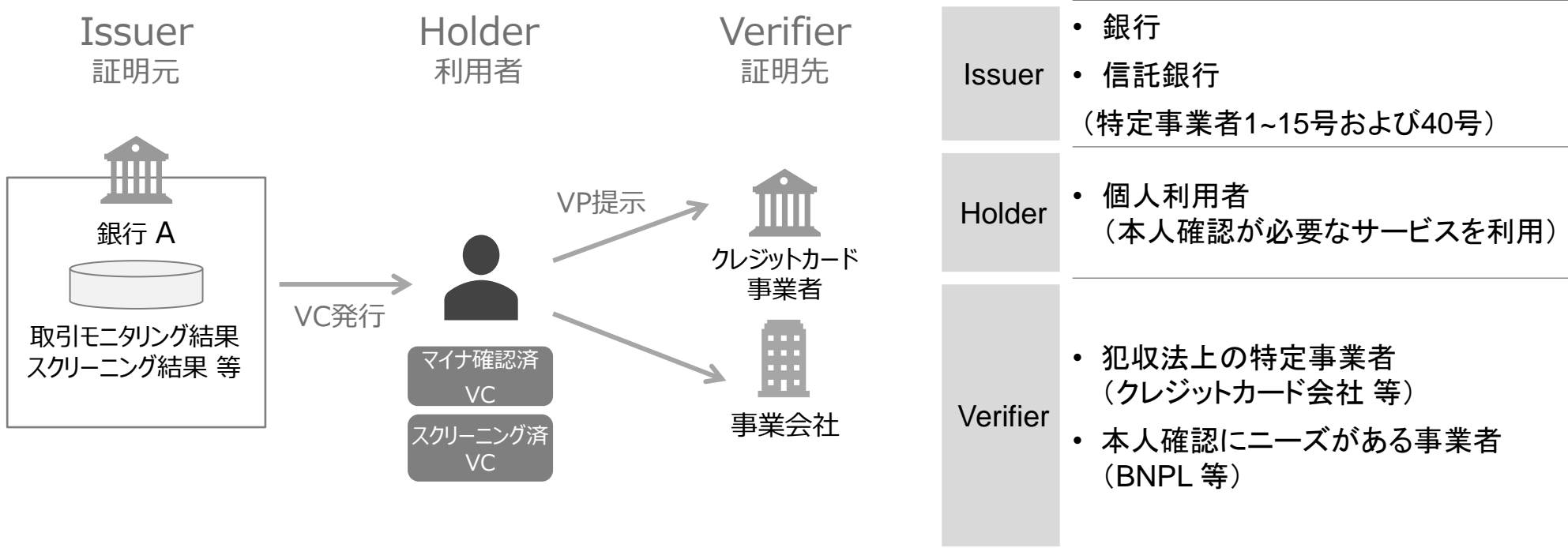
2.検討中のユースケースについて

2.1 ユースケース① 金融機関のKYCへの活用（本人確認）

- ✓ 金融機関による本人確認結果（反社チェックなどAML対応済のもの）を二次活用することによって、特定取引を行う金融機関又は暗号資産交換業者等の事業者の犯収法に基づいた本人確認に利用する

初期検討におけるユースケース

想定ステークホルダ

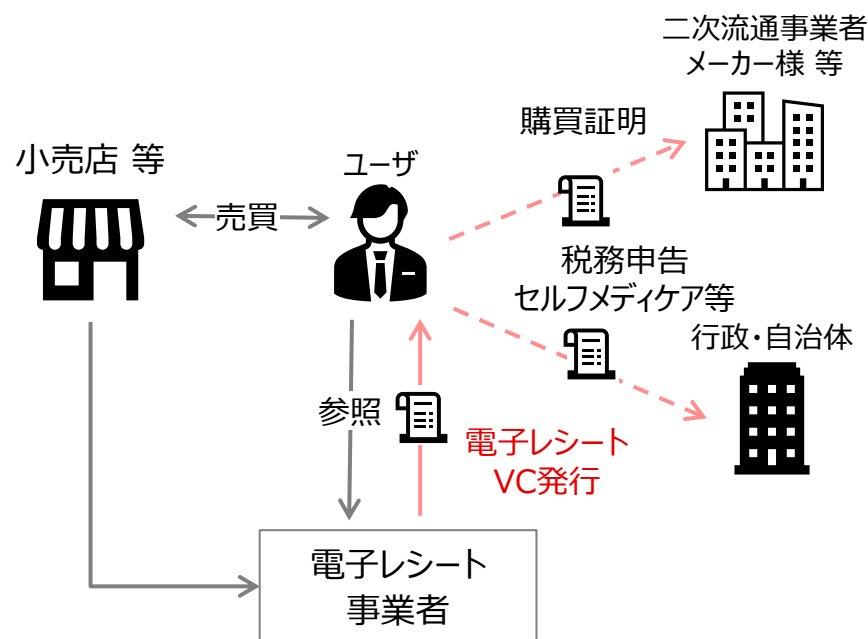


2.2 ユースケース② 個人を介したデータの利活用（電子レシート）

- ✓ レシートを購買証明としてVC化、個人にコントロール権を持たせることで、ユーザがウォレットに情報を集約し、税務申告(セルフメディケーション税制)やメーカー保証に使用、購入者向けキャンペーンへの応募の活用が可能
- ✓ **【課題】** 小売事業者にとってPOSに紐づく情報は個人情報として管理が必要、+データは自社資産という考え方

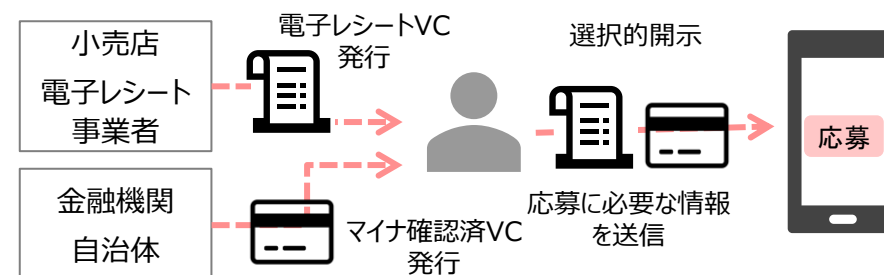
電子レシートVC

レシートが購入者のものであること、レシート情報が改ざんされていないことを小売店がIssuerとして保証
(製品保証や税務申告に利用、ユーザのレシート保管負担の軽減)



マストバイキャンペーンへの活用

小売店が商品購入者に対して発行する電子レシートVCを応募時に活用することを想定
(プライバシーリスクを考慮した、対象製品のみを選択的開示するユースケース)



【仮説】解決できる課題

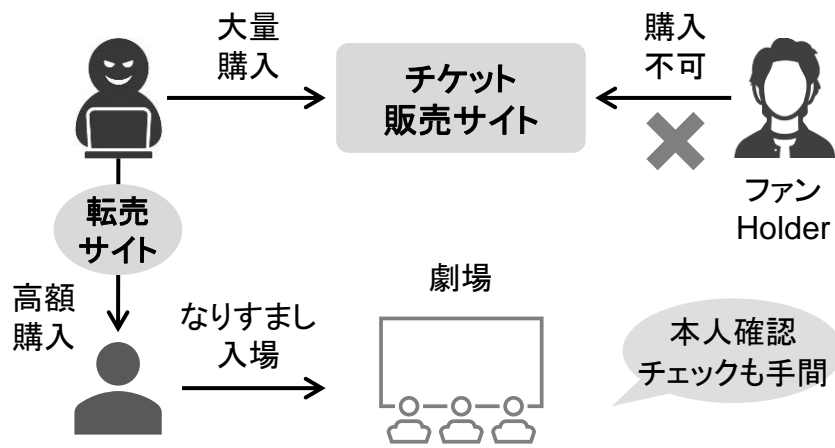
- ・商品に添付された応募シール等の盗難等を防止できる
- ・レシートの真正性(改ざんされていないこと)が保証される
- ・応募時に必須となる購入情報がデータとして取得できる
(消費者向けの紙レシート撮影時の細かい注意事項や貴社の人手による撮影されたレシート確認作業が不要)
- ・紙レシート保管の手間軽減(To: 消費者)
(電子レシートが自動で専用アプリに溜まる仕組み)

2.3 ユースケース③ 生体情報VCによる社会課題解決（チケット不正転売）

- ✓ 従来生体認証の際には、事業者のDBに生体情報を事前登録する必要があったが、改竄不可能な形で本人確認された生体情報をVCとして利用者自身の端末に保管することでプライバシーに配慮した生体認証が可能となる
- ✓ **【課題】**転売チケットによる入場禁止の厳格化は、劇場スタッフに多大な負担を強いる（購入時点での抑止が必要）

現状 | 不正転売、なりすまし

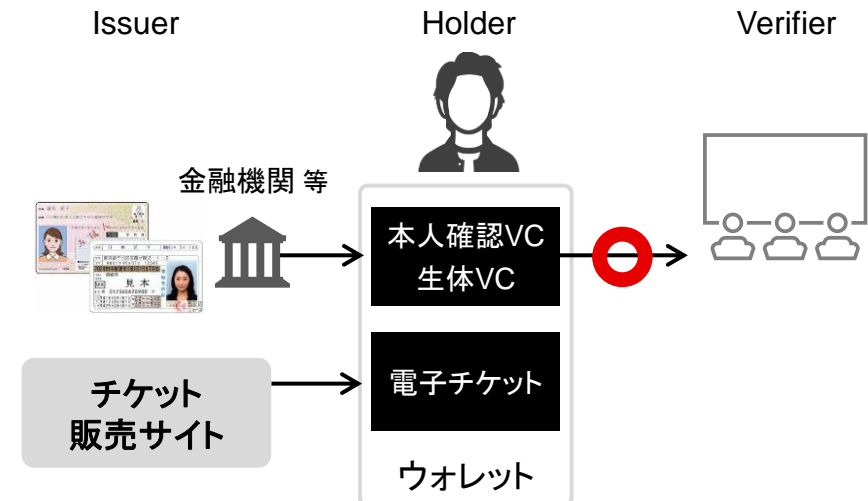
- 転売前提の大量購入で、「本当に応援したい人」がチケットを買えない状況がある
- 入場時や客席で免許書等の確認などするも、時間と手間がかかってしまう



実現イメージ | 本人確認

※あくまで現状イメージであり、対応方針は今後検討

- チケット購入時に身元確認。業界ブラックリストや反社等のチェックも検討
- 劇場入場時に当人認証。生体認証も要検討

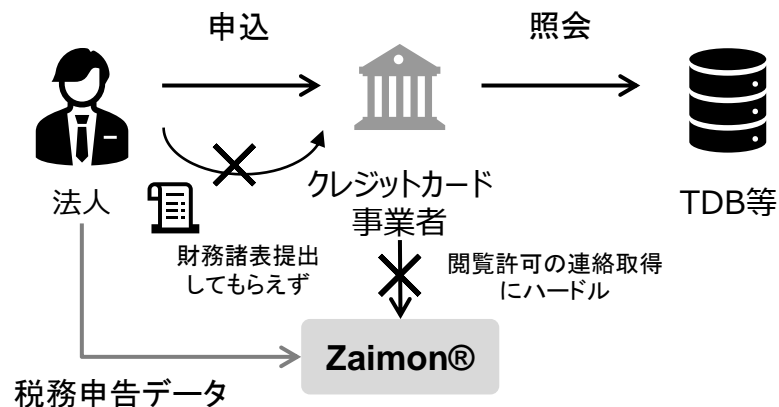


2.4 ユースケース④ 法人の財務状況の証明（クレジットカード）

- ✓ 中小企業に対し法人カードを発行する際、マス審査に加えて信用情報を共有することで、与信枠を引き上げることができないかを検討

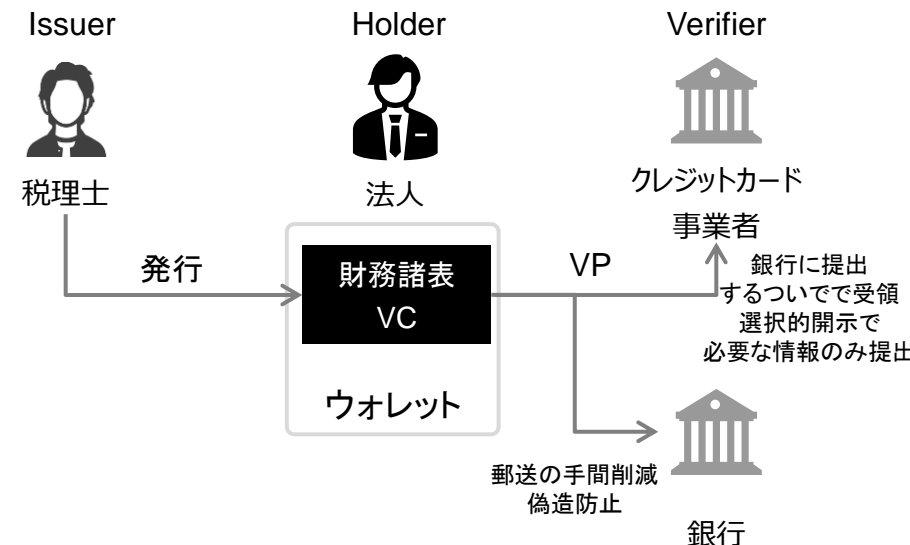
現状 | マス審査を実施

- 帝国データバンクなど参照し、マス審査を実施
- 良好評点であれば法人カードを発行(50万程度の与信枠であれば)
- ただし、数百万の与信枠が必要な場合は企業の実態調査に加え、財務諸表の確認等を実施するが、銀行業ではないので企業側に必要な書類を提出してもらえないことがある



実現イメージ | 財務諸表VCの2次利用

- 銀行は訪問時に財務諸表をコピーをするなど心理的な面での取得ハードルは低い、お墨付き(税理士確認済)で受領するためVC化を検討
- メインバンクに提出したVCをついででクレジットカード会社にもVPすることで取得ハードルを下げる



3. 本人確認分科会のご紹介

3.1 目指す方向性・コンセプト(ユーザーのメリット)

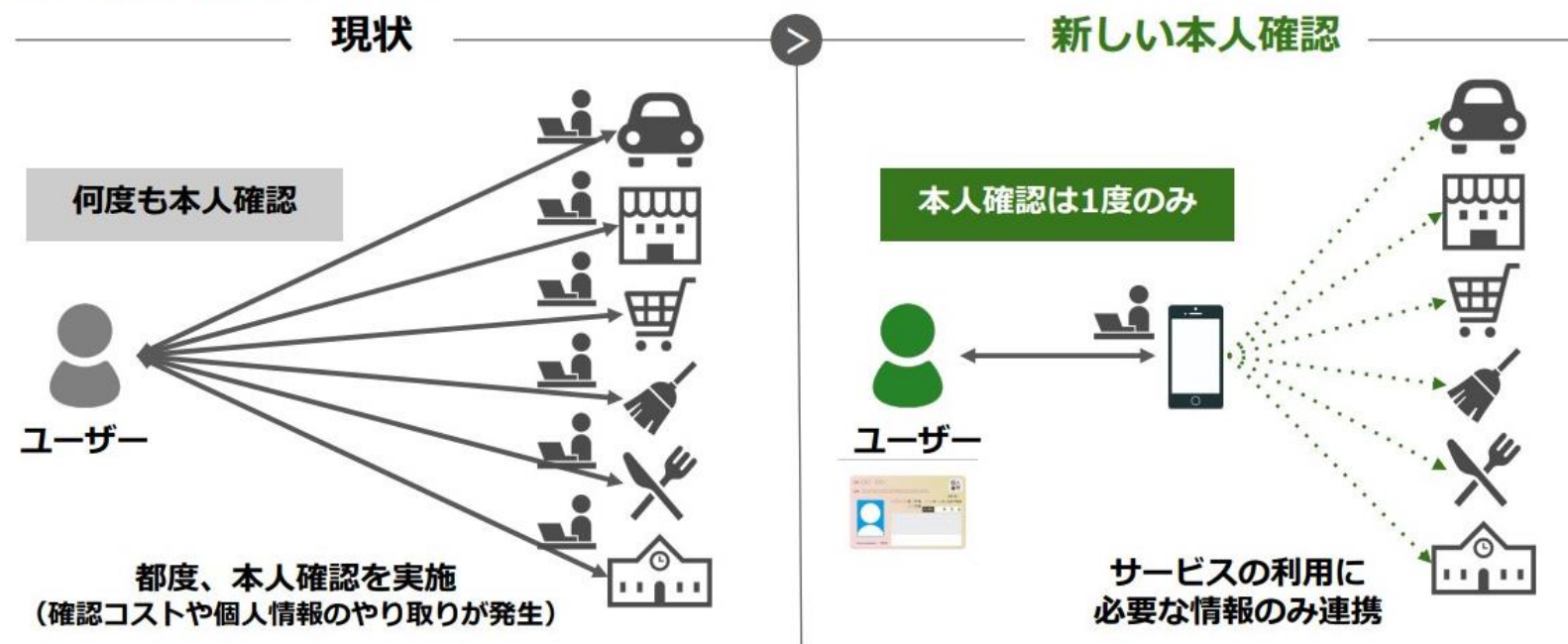
- ✓ 本人確認の2次利用により、ユーザーと事業者双方での本人確認時のやり取り最小化を図る

2.11. これからの本人確認 (身元確認結果の活用の例)

身元確認

例えば、他社のサービス利用時に行った身元確認結果を活用することで、何度も本人確認を行う手間を省くことや必要最小限な個人情報の提供が可能になります。

デジタル社会の新しい本人確認



33

https://www.openid.or.jp/news/kyc_guideline_v1.0.pdf

3.2 GLEIFをIssuer実在性のルートオブトラストとした実証スキーム

Fintech実証実験ハブ実施中につき
当日投影のみ

3.3 犯収法施行規則6条を根拠法としたVCの活用

Fintech実証実験ハブ実施中につき
当日投影のみ

4.本人確認分科会のガバナンスの課題

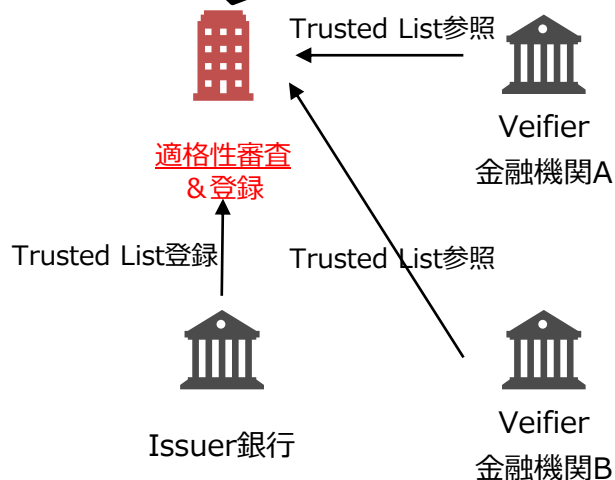
4. 適格性の問題

Issuer適格性

マネロンガイドライン（Ⅱ-2②(1)④）等に基づき、連携先等のリスク管理態勢の有効性の検証が必要となる

適格性審査機関は同業他社が担う場合はIssuerの情報を十分に取得できない。提示されたAML体制に関する情報を評価する能力やそのモニタリングも求められる

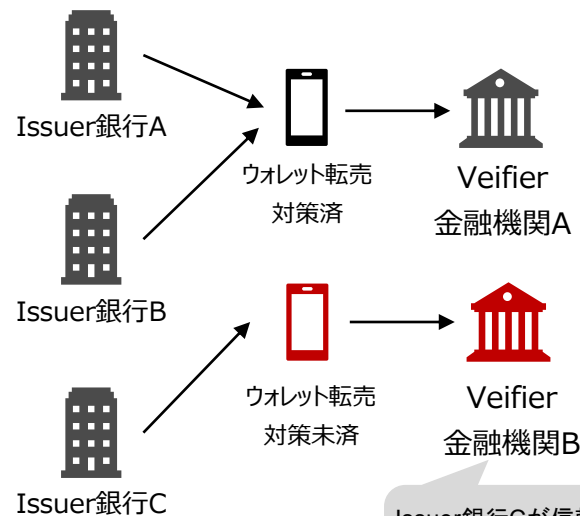
→金融庁のような権威ある組織が担わないとVerifier側はTrusted Listを信じて取引ができない



Wallet Provider適格性

Walletアプリのセキュリティ水準次第ではエコシステム全体のセキュリティホールとなるため、ある程度統一された基準が必要
その中立的な審査機関が必要（例：日本IT団体連名の情報銀行推進委員会など）

VCが格納されたウォレットが転売されることで、なりすましによる不正な口座開設が実施されるリスクがある

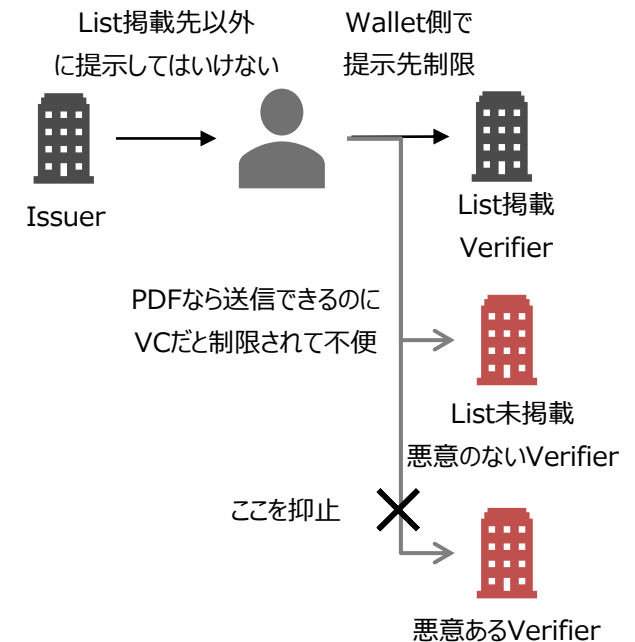


Issuer銀行Cが信頼できて不正な取引の温床に

Verifier適格性

悪意あるVerifierへの情報流出を抑止する必要があるか否かで思想が変わる（IssuerやWallet Providerがどこまで責任を負う必要があるか）

Status Listにアクセス制限を付与すると国際標準から外れてしまう



APPENDIX

APPENDIX 会員一覧(1/2)

#	分類	加盟企業	ルール整備	本人確認	チケット不正転売	電子レシート	クレジットカード	入会日
1	金融	三菱UFJ信託銀行	主催	主催	主催	主催	事務局	2023/10/10
2	SIer	NTTデータ		事務局	事務局			2023/10/10
3	SIer	伊藤忠テクノソリューションズ	○			事務局		2023/10/10
4	SIer	TOPPANデジタル						2023/10/10
5	広告	博報堂キースリー	○					2023/10/10
6	SIer	日立製作所	○					2023/10/10
7	SIer	富士通	○					2023/10/10
8	リーガル	アンダーソン・毛利・友常	リーガルカウンセ	リーガルカウンセ	リーガルカウンセ	リーガルカウンセ		2023/10/10
9	Start Up	DataGateway	○					2023/10/13
10	Start Up	DataSign	○					2023/10/26
11	Start Up	Digital Platformer	○		事務局			2023/10/27
12	SIer	SCSK	○					2023/11/08
13	SIer	NEC	○					2023/11/10
14	SIer	BIPROGY	○					2023/11/17
15	映画・演劇	社名非公開			○			2023/12/08
16	SIer	インテック	○					2023/12/08
17	自動車	社名非公開		○				2024/03/06
18	プレイガイド	チケミー			○			2024/03/06
19	Start Up	暗号屋	○					2024/03/18
20	万博	サステナブルパビリオン2025						2024/03/18
21	BPO	TOPPANエッジ		○				2024/04/15
22	金融	ふくおかフィナンシャルグループ		○				2024/04/25
23	金融	みずほフィナンシャルグループ		○				2024/05/07
24	金融	横浜銀行		○				2024/05/07
25	電力	NR-Power Lab						2024/05/17

APPENDIX 会員一覧(2/2)

#	分類	加盟企業	ルール整備	本人確認	チケット不正転売	電子レシート	クレジットカード	入会日
26	金融	三井住友フィナンシャルグループ		○			○	2024/05/26
27	金融	三菱UFJフィナンシャル・グループ		○				2024/05/28
28	POS	東芝テック				○		2024/05/29
29	金融	静岡銀行		○				2024/05/30
30	デベロッパー	三菱地所						2024/06/06
31	金融	オリエントコーポレーション		○			○	2024/06/10
32	Sier	大日本印刷	○					2024/06/14
33	Start Up	Keychain	○					2024/07/04
34	非営利団体	GLEIF	○					2024/07/11
35	金融	ローソン銀行		○				2024/07/26
36	金融	千葉銀行		○				2024/07/26
37	Start Up	xID	○					2024/07/26
38	金融	常陽銀行		○				2024/07/27
39	金融	りそなホールディングス		○				2024/08/07
40	金融	北陸銀行		○				2024/08/08
41	金融	山陰合同銀行		○				2024/08/09
42	SU	TRUSTDOCK	○					2024/08/09
43	金融	大和証券		○				2024/08/16
44	金融	日本住宅ローン		○				2024/08/16
45	Start Up	VESS	○					2024/08/16
46	金融	セブン銀行		○				2024/08/16
47	金融	日本生命		○				2024/08/28
48	Sier	パナソニックコネク	○					2024/10/10
49	金融	三菱UFJニコス					主催	2024/11/05
50	人材	マイナビ						2025/01/27
51	Start Up	スタジオメッシュ	○					2025/02/14

ディスクレーマー

本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。

本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

本資料は、「不動産の鑑定評価に関する法律」に基づく鑑定評価書ではありません。

本資料は、特定の有価証券の価値等に関する助言又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言を目的とするものではありません。

本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行株式会社に属します。従いまして、本資料のお取扱いは貴社限りにてお願い申し上げます。

DID/VC共創コンソーシアム

